

参考資料

ページ

1 厚生労働省作成資料等	
1 - 1 健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号） 概要	1
1 - 2 受動喫煙防止対策 禁煙化政策の国際比較	9
（出典：平成 29 年 3 月 1 日「受動喫煙防止の強化について 基本的な考え方」）	
1 - 3 たばこの種類・加熱式たばこについて	11
（平成 29 年 3 月 1 日「受動喫煙防止の強化について 基本的な考え方」 及び 健康増進法の一部を改正する法律 参考資料より抜粋）	
2 大阪府のたばこ対策事業	15
3 データ・調査結果等	17

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号） 概要

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置	
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ(※2)】	別に法律で定める日までの間の措置
飲食店		原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)	
		既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下(※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可	

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、2.A二重線部の施設に関する規定については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）

受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのか

- 施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示を義務付けること等から、改正健康増進法の対象施設においては「望まない受動喫煙」が生じてしまうことはなくなる。
- なお、今般の対策により、WHOによる規制状況の区分は1ランク上がることとなる。

【現状】



○受動喫煙を生じさせずに喫煙できる場所が必ずしも明らかでないため、

- ・非喫煙者が望まずに受動喫煙をしてしまう
- ・喫煙者も、意図せずに受動喫煙をさせてしまうことが生じる。

【法施行後】

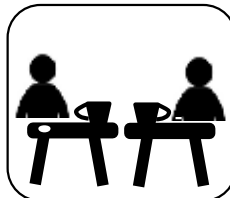
学校・病院・
児童福祉施設等

○敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

【事務所等】【飲食店のうち新たに開設する又は経営規模の大きい店舗等】

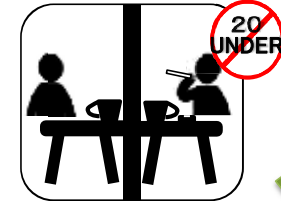
○屋内禁煙



○喫煙専用室設置(※)



○加熱式たばこ専用の喫煙室設置(※)



事務所・飲食店等

or

or

掲示義務

掲示義務

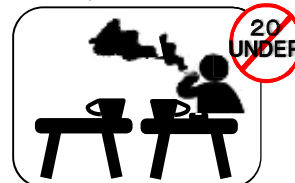
室外への煙の流出防止措置

【既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗】



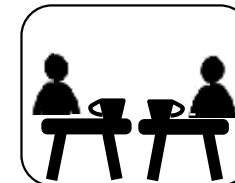
※全ての施設で、喫煙可能部分は客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

○喫煙可能(※)



掲示義務

○屋内禁煙



or

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

法施行後、既存の経営規模の小さい飲食店が経営判断に基づいて講じる受動喫煙対策への支援を実施
また、新たに開設する店舗が段階的に増加

屋外や家庭等

○喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

国及び地方公共団体の責務について

1. 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。

①周知啓発

国民や施設の管理権原者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、国及び地方自治体がパンフレット資材の作成・配布等を通じて周知啓発を行う。

②喫煙専用室等の設置に係る予算・税制上の措置

飲食店等における中小企業の事業主等が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その費用について助成を行う。

また、中小企業等が経営改善設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、喫煙専用室に係る器具備品等がその対象となることを明確化する。

③屋外における分煙施設

屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。

2. 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

(考えられる協力の例)

○ 事業主団体等を通じた周知

飲食の機会等において患者や妊婦をはじめ受動喫煙を望まない者を喫煙可能な場所に連れて行くことがないようにするため、受動喫煙を防止する観点からの留意事項をまとめ、事業主団体等を通じて、周知啓発を行う。

○ 民間の飲食店情報サイトへの協力依頼

屋内禁煙、喫煙専用室設置店、既存特定飲食提供施設等の情報を掲載し、飲食店を選択する方に広く周知する。

3. 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

○ 加熱式たばこの受動喫煙による健康影響等について、科学的知見の蓄積を行う。

既存特定飲食提供施設の考え方及び範囲について

<考え方>

- 既存の飲食店（※）のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の猶予措置を講ずる。

※この法律の施行の際現に存する、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設

- その際、特例の対象か否かが変動することがないように配慮することが必要であることから、**「経営規模」については、「売上げ」ではなく、「資本金」及び「面積」で判断する。**

- **「資本金については、中小企業基本法における中小企業（飲食店）の定義などを踏まえ、「資本金5,000万円以下」を要件とする。**

※ただし、一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

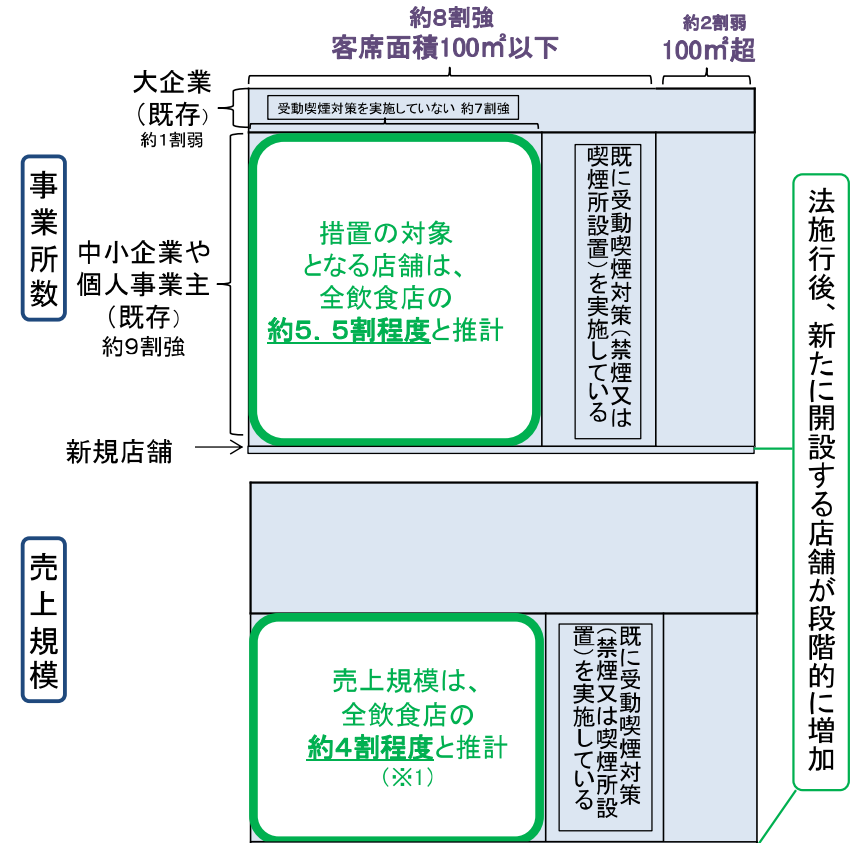
- また、「資本金5,000万円以下」の企業が運営する施設であっても、一定の客席面積を有する場合は、一定の経営規模があると考えられることから、先行事例となる神奈川県・兵庫県の条例などを踏まえ、**「客席面積100㎡以下」を要件とする。**

- また、**「既存の飲食店」について、法施行後に何らかの状況の変更があった場合に、引き続き「既存の飲食店」に該当するかどうかは、①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断する。**

<範囲>

- **既存特定飲食提供施設（中小企業や個人が運営する店舗であって、客席面積100㎡以下のもの）**として、措置の対象となる店舗は、**最大で飲食店全体の約5.5割程度**と推計（※1）。
- なお、飲食店のうち、新たに出店した店舗は、2年間で全体の約2割弱、5年間で約3割強（※2）。

経過措置の対象となりうる飲食店（※3）の割合（推計）



※1) 平成29年度飲食店における受動喫煙防止対策実態調査報告書（東京都）・平成27年度健康資源・環境整備状況調査（愛媛県）・平成26年度受動喫煙防止対策実態調査（山形県）等の自治体調査、平成26年経済センサス基礎調査、平成23～26年度生活衛生関係営業経営実態調査の回答結果をもとに仮定をおいて推計。

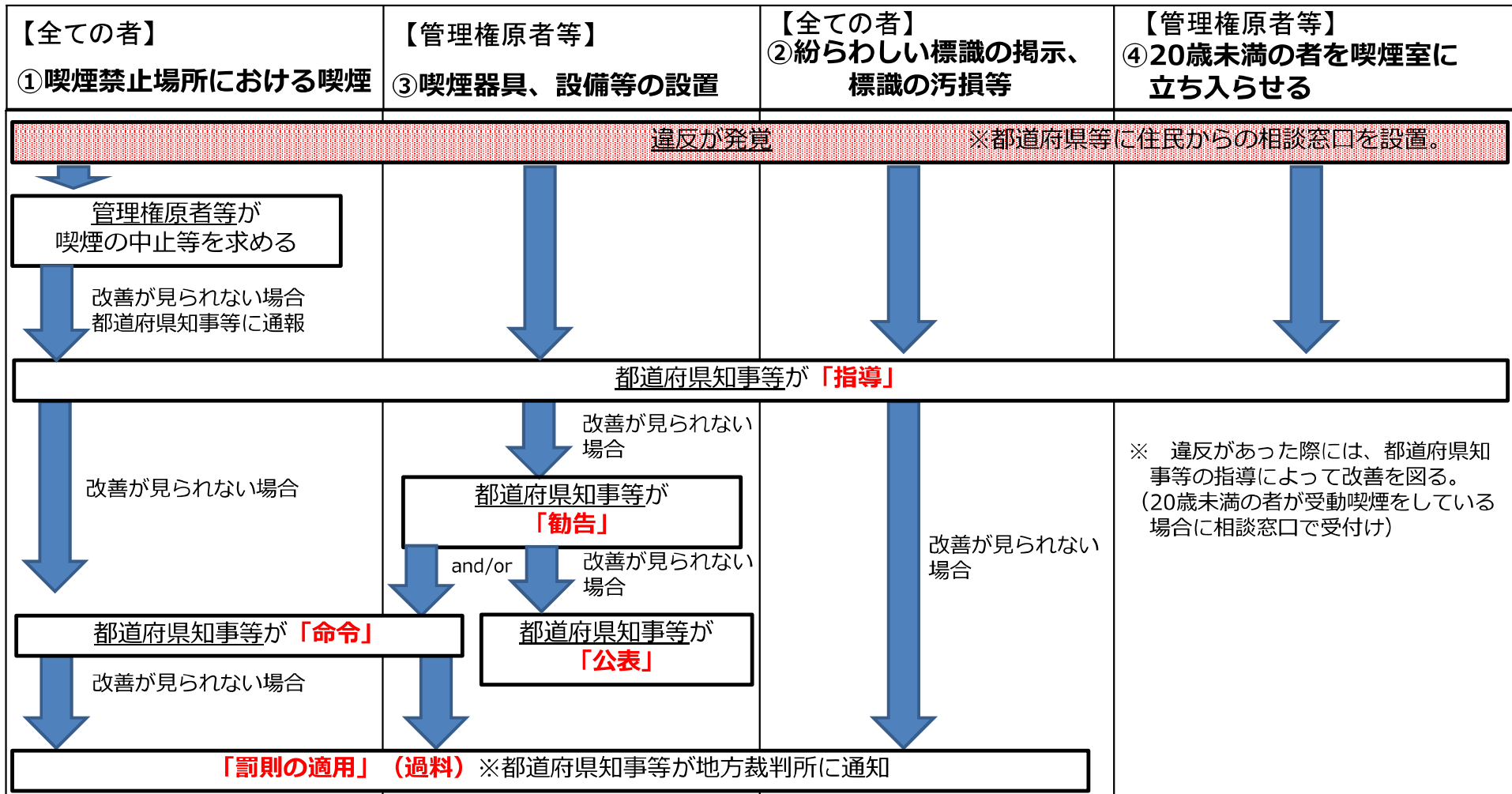
※2) 平成18年事業所・企業統計調査～平成26年経済センサス基礎調査。

※3) 経済センサス基礎調査における飲食店（食堂、レストラン、料理店、喫茶店、酒場等）

改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について

- 改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしている。
 【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
 【施設等の管理権原者等】③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
 ④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等
- 義務に違反する場合については、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限り、罰則（過料）を適用する。

<義務違反時の対応>



従業員に対する受動喫煙対策について

- 多数の者が利用する施設等では、施設等の類型・場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うこととするが、喫煙可能場所のある施設の従業員の「望まない受動喫煙」を防止するため、以下の施策を講ずる。

1 20歳未満の者（従業員含む）の立入禁止

多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、20歳未満の者（従業員を含む）を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。

2 関係者による受動喫煙防止のための措置

関係者（※）に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。その上で、これらの努力義務等に基づく対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指導を行うとともに、助成金等によりその取組を支援する。

※上記1の施設等の管理権原者等及び事業者その他の関係者

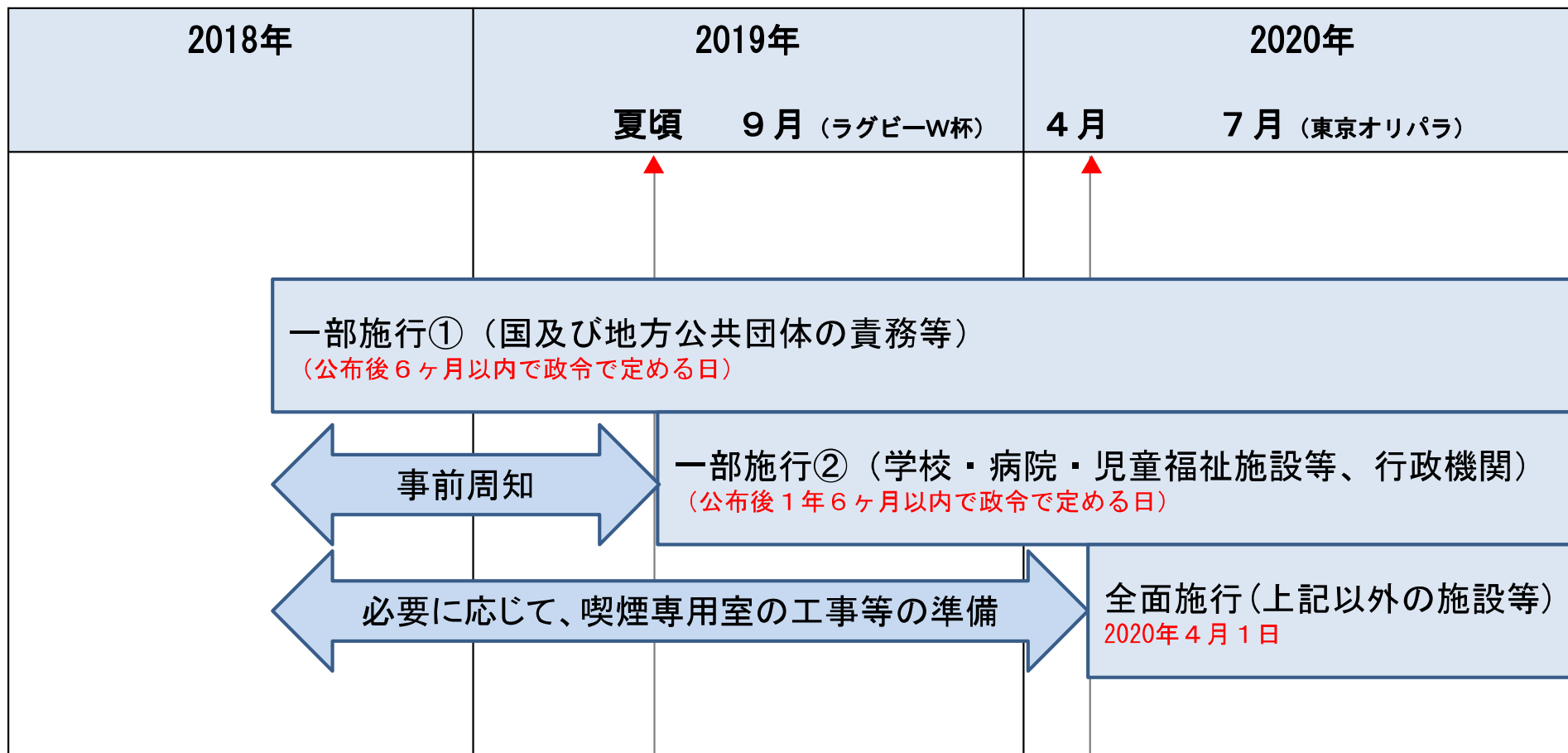
また、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととする。（今回の法律とは別に関係省令等により措置）

（参考） ガイドラインに盛り込む措置の例

- ① 喫煙室や排気装置の設置などハード面の対策と助成金等利用可能な支援策の概要
- ② 勤務シフト・店内レイアウト・サービス提供方法の工夫、従業員への受動喫煙防止対策の周知（モデル労働条件通知書等の活用）などソフト面の対策と相談窓口等利用可能な支援策の概要
- ③ 従業員の募集や求人申込みの際に受動喫煙対策の内容について明示する等、従業員になろうとする者等の保護のための措置

施行スケジュールについて

- 施設等の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行する。












予算や税制措置も含めた総合的な取組を進める。

受動喫煙防止対策 禁煙化政策の国際比較

たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約(FCTC)では、締結国に屋内の公共の場所における受動喫煙防止対策の実施を要求

WHOでは、公衆の集まる場8種類に屋内全面禁煙義務の法律があるか調査している。

	日本  東京 (2020夏季)	中国  北京 (2008夏季)	カナダ  バンクーバー (2010冬季)	英国  ロンドン (2012夏季)	ロシア  ソチ (2014冬季)	ブラジル  リオ (2016夏季)	韓国  ピョンチャン (2018冬季)	米国  ニューヨーク	ドイツ  ベルリン
公衆の集まる場所									
①医療施設	敷地内禁煙※1	敷地内禁煙※1			敷地内禁煙		敷地内禁煙※1	屋内禁煙	敷地内禁煙
②小中高							屋内禁煙		屋内禁煙
③大学							原則屋内禁煙		屋内禁煙
④行政機関							原則屋内禁煙		屋内禁煙
⑤事務所	原則屋内禁煙	屋内禁煙	屋内禁煙	屋内禁煙	屋内禁煙	屋内禁煙	屋内禁煙	屋内禁煙	原則屋内禁煙
⑥飲食店	一部喫煙可								原則屋内禁煙
⑦バー等	一部喫煙可								一部喫煙可
⑧公共交通	バス・タクシー 鉄道・船舶								バス・タクシー 鉄道・船舶
上記①-⑧の禁煙場所の数	4	(国としては⑧のみ) 8	8	8	8	8	3	(国としては法規制なし)	(国としては法規制なし)

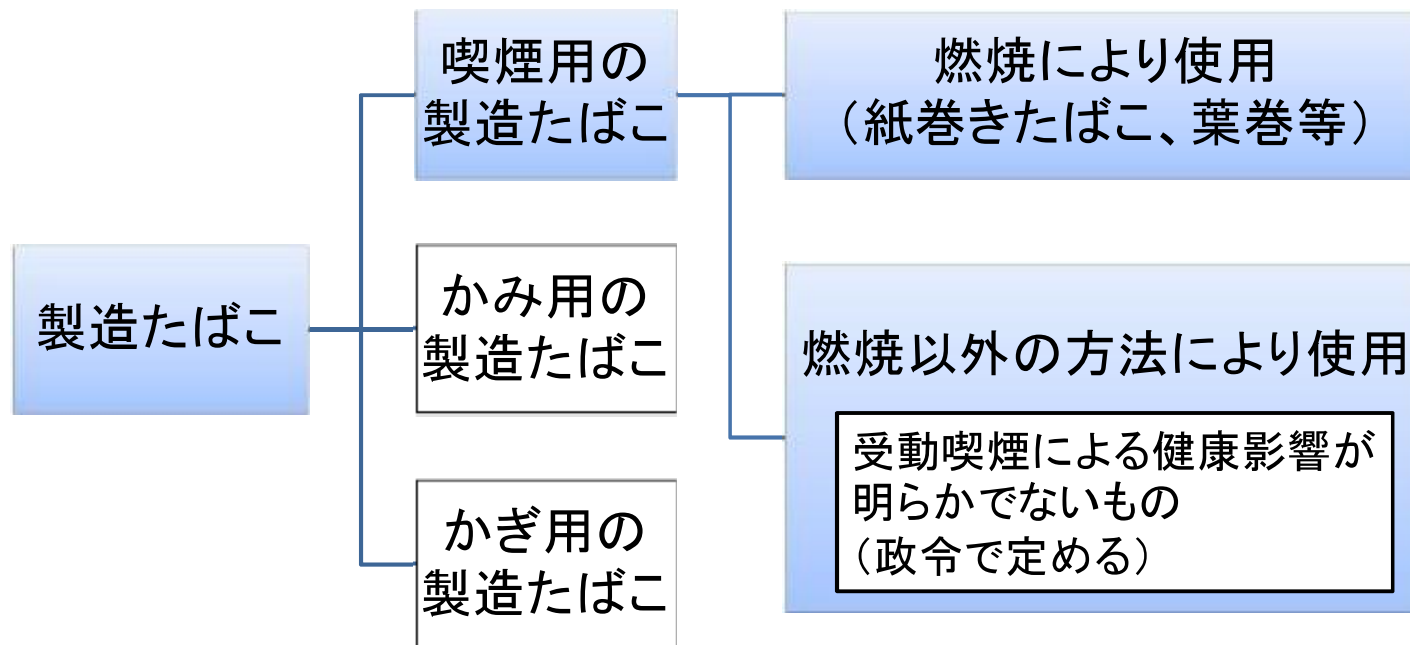
※1 一部、屋外等に喫煙所を設けることができる

※2 WHOの2016年の調査では、公衆の集まる場所①-⑧のうち8種類すべてを屋内全面禁煙としている国が55か国、6-7種類が23か国、3-5種類が47か国、0-2種類が61か国あると報告されている

H29.3.1厚労省資料「受動喫煙防止の強化について 基本的な考え方」及びWHOレポートをもとに作成

受動喫煙防止対策において規制するたばこの範囲

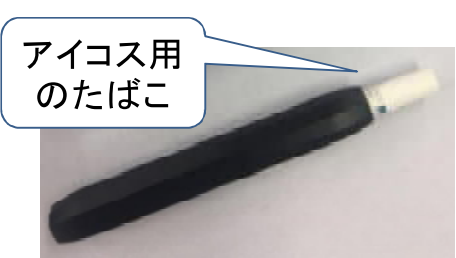
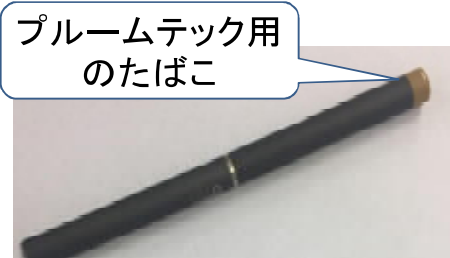

- 製造たばこは「喫煙用」「かみ用」「かぎ用」に区分される。
- このうち、煙が発生しない「かみ用」や「かぎ用」の製造たばこは規制対象外
- 「喫煙用」の製造たばこのうち、
 - 「燃焼により使用する製造たばこ」＝（紙巻きたばこや葉巻）は、明らかに健康影響があることから規制対象とする。
 - 「燃焼以外の方法により使用する製造たばこ」（電気加熱式たばこ等）は現時点では受動喫煙による健康影響についての知見が十分でないため、法案が規制対象とする「たばこ」の概念に含めた上で、健康影響が明らかでないものを、政令で、規制対象から除外可能な形とする。



出典：H29.3.1厚労省資料「受動喫煙防止の強化について 基本的な考え方」

加熱式たばこの沿革

- 現在、我が国で販売されている加熱式たばこは、「iQOS」、「Ploom TECH」、「glo」の3種類。
- **最初に販売された製品でも販売開始は2014（平成26）年11月であり、いずれの製品も販売されてから間もない状況。**

<p>主な製品</p>	<p>iQOS (アイコス) 【フィリップモリス社】</p> 	<p>Ploom TECH (プルームテック) 【JT】</p> 	<p>glo (グロー) 【ブリティッシュアメリカンタバコ社】</p> 
<p>たばこ葉 使用の有無</p>	<p>たばこ葉を使用</p>		
<p>法令上の 取扱い</p>	<p>たばこ事業法における喫煙用の「製造たばこ」</p>		
<p>販売状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2014年11月、名古屋とミラノで販売開始。 ○ 2015年9月、日本で全国展開。 ○ 現在、イギリス、カナダ、ドイツ等で販売。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2016年3月、福岡で販売開始。 ○ 2017年6月、東京で販売開始。 (2018年上半期に、日本で全国展開予定。) ○ 現在、スイス、アメリカ（一部の州）等で販売。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2016年12月、仙台市で販売開始。 ○ 2017年7月、東京、大阪で販売開始。 同年10月、日本で全国展開。 ○ 現在、スイス、カナダ、韓国、ロシア等で販売。

加熱式たばこに関するWHOの見解および各国における規制状況

加熱式たばこに関するWHOの見解

- たばこ会社が資金提供する研究においては、有害物質が著しく軽減されていると報告されているが、有害物質の軽減が健康リスクを低減させるかどうかについては、現時点では科学的根拠はない。
- 受動喫煙のリスクについては、**科学的根拠は十分でなく、更なる研究が必要**である。
- たばこ葉を含むすべてのたばこ製品は有害であり、加熱式たばこも例外ではない。そのため、他のたばこ製品と同様、**たばこに関する政策や規制の対象とするべき**である。

(出典)Heat-Not-Burn tobacco products information sheet

各国における加熱式たばこの規制状況

国名	規制状況	考え方
英国	規制対象外	議論はあるが、規制対象にはならないのではないかとというのが現在の見解。
ロシア	規制対象外	法制定時には、受動喫煙の健康影響に関する科学的な根拠が十分でなかったため。
ドイツ (ベルリン州)	規制対象外	受動喫煙の健康影響を研究する段階であるため。
韓国	規制対象	たばこ製品に該当するため。
イタリア	規制対象	たばこ製品に該当するため。
カナダ (バンクーバー市)	規制対象	たばこ製品に該当するため。

※厚生労働省健康局が受動喫煙防止法令を調査した国のうち、2017年2月時点(韓国は同年9月時点)で加熱式たばこが販売されている国の状況を調査

2 大阪府のたばこ対策事業

第3期大阪府がん対策推進計画

がんの一次予防

- 1) 喫煙率の減少⇒成人の喫煙率の減少
- 2) 受動喫煙の防止
⇒官公庁、学校など全面禁煙の割合の向上・受動喫煙の機会を有する者の割合の減少



がん計画・健康増進計画等の基本目標

健康寿命の延伸

健康格差の縮小

がん計画の基本理念

がんを知り、がん予防を進めるとともに、がんになっても心身ともに適切な医療を受けられ、安心して暮らせる社会の構築

1

1) 正しい知識の普及啓発

- ・世界禁煙デー、禁煙週間
イベント、キャンペーンの実施、ポスターの掲示等
- ・ホームページ等での情報発信

【禁煙デーポスター】



【府ホームページ】



2

2) 禁煙サポートの推進

- ・e-ラーニングの実施
禁煙支援に関するe-ラーニングを実施（受講期間10月～3月）
- ・薬局、薬剤師との連携
健康サポート薬局研修で禁煙支援について講演。禁煙等について助言等を行う薬剤師を育成し、喫煙者への禁煙サポートを実施。



【リーフレット】

3

3) 受動喫煙防止の取組み

- ・たばこの喫煙や受動喫煙による健康影響及び禁煙サポートについて、周知・啓発の実施
- ・大阪府 受動喫煙の防止に関するガイドライン

【配布リーフレット】



【府ホームページ】

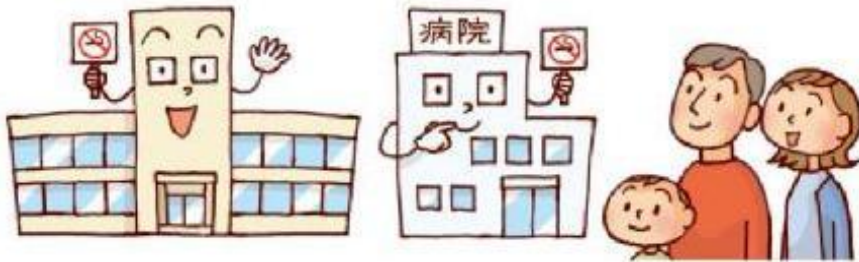


4

4-1) 受動喫煙防止に関するガイドライン

● 全面禁煙の推進

特に、子ども、妊婦、健康に問題がある方等も多く利用する学校、医療機関、官公庁等の公共の場所では、敷地内全面禁煙又は建物内全面禁煙を推奨



5

4-2) 受動喫煙防止に関するガイドライン

- 全面禁煙に取り組んでいる施設に「禁煙ステッカー」を配布
- 「禁煙宣言施設」として府のホームページで紹介
(H30年8月17日現在：2,774施設)

【配付各種ステッカー】



【府ホームページ】
全面禁煙宣言施設一覧(平成30年6月25日現在)

区分	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	堺	泉州	大阪市	合計
保育所	6	27	51	2	10	80	22	0	198
幼稚園	16	38	28	24	33	12	22	2	175
認定こども園	1	0	1	0	0	0	0	0	2
支援学校	0	0	0	0	0	0	2	0	2
小学校	18	77	107	57	35	96	25	5	420
中学校	11	39	51	30	19	44	12	14	220
高校	7	6	6	7	4	7	5	19	61
大学	5	9	5	2	3	2	3	9	38
専門学校	2	0	0	0	0	0	1	3	6
官公庁	10	9	8	6	5	6	14	0	58
飲食店	118	23	19	24	38	14	17	89	342
スーパーマーケット	6	4	4	0	0	0	0	0	14
運動施設	3	4	0	0	1	2	1	2	13
文化施設	25	3	2	0	0	9	5	0	44
金融機関	0	0	5	0	0	1	0	4	10
鉄軌道駅	3	0	0	0	0	0	0	2	5
タクシー	6	1	0	2	0	32	1	24	66
美容所	10	10	25	7	7	2	14	37	112
薬局	65	63	58	37	42	59	48	216	588
その他	68	15	43	24	12	24	14	200	400
合計	380	328	413	222	209	392	204	626	2774

6

4-3) 受動喫煙防止に関するガイドライン

● 表示の推進

表示の推進とは・・・

全面禁煙が困難な施設において、施設利用者の意図しない受動喫煙を防止するために、施設の入口に受動喫煙防止対策の実施状況をお知らせするステッカーの掲示
(民間の20団体で設置された大阪府受動喫煙防止対策推進協議会と連携して表示を推進)



7

5) 市町村の取組み

吹田市「禁煙治療にかかる自己負担額の一部助成事業(禁煙チャレンジ)」

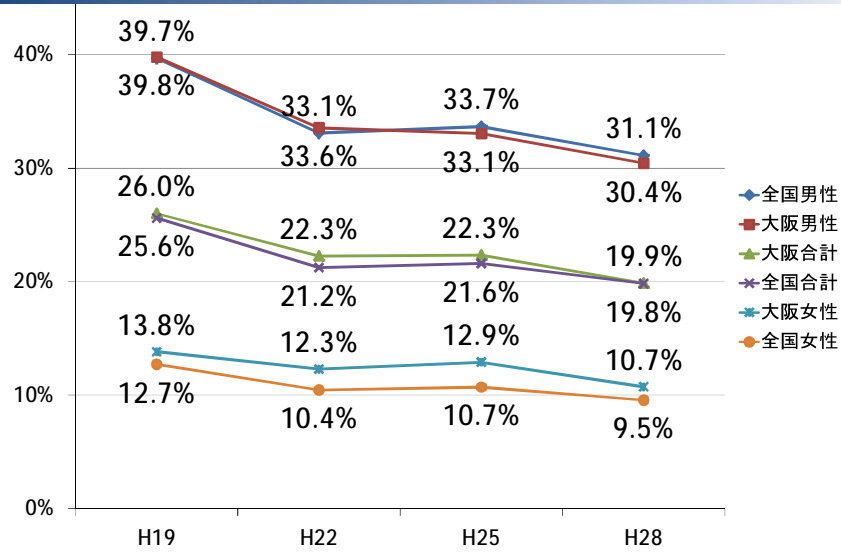
- 平成29年5月より開始
- 保険診療による禁煙治療に係る自己負担金について、最大1万円を限度として助成金を支給する。(補助率10/10)
- また、助成を希望する者に対しては、必要に応じて禁煙治療開始後に禁煙相談等のフォローを行うことにより、禁煙治療及び治療終了後の禁煙継続を支援する。
- 上限100名(平成30年度)
- H29実績: 111名が届出し、その内、49名が治療を終え助成金を申請(※)。
※H29実績で助成金を申請していない者には、年度末時点で禁煙治療を受診中の者も含む。



8

3 データ・調査結果等

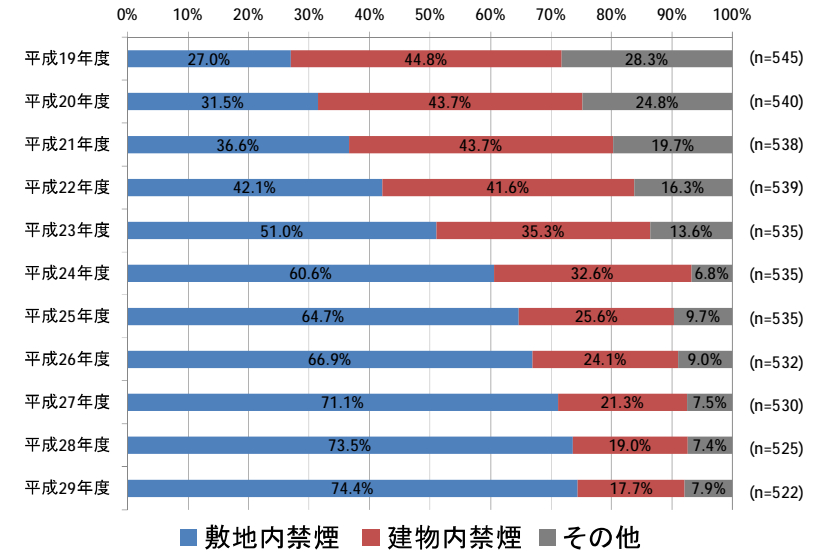
(1) 成人喫煙率 (国民生活基礎調査)



※ 喫煙率の定義は、「毎日吸っている」または「時々吸う日がある」と回答した者の割合

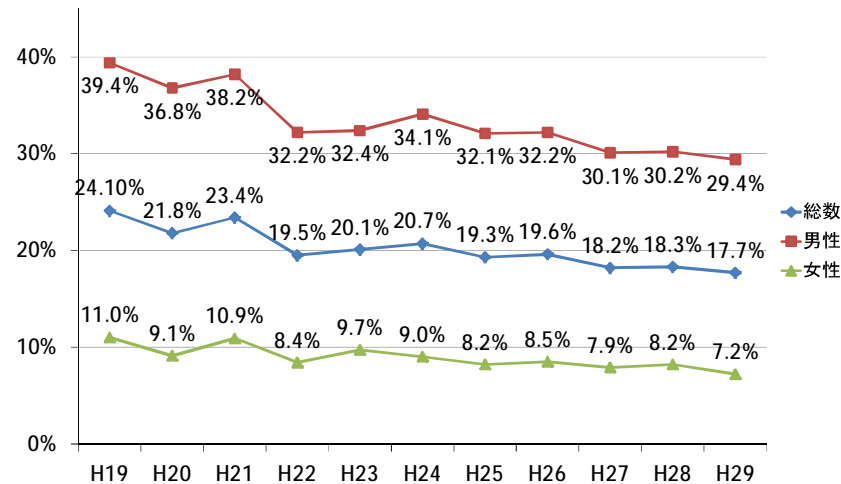
1

(3) 病院の禁煙化状況



3

(2) 現在習慣的に喫煙している者の割合 年次推移 (国民健康・栄養調査)

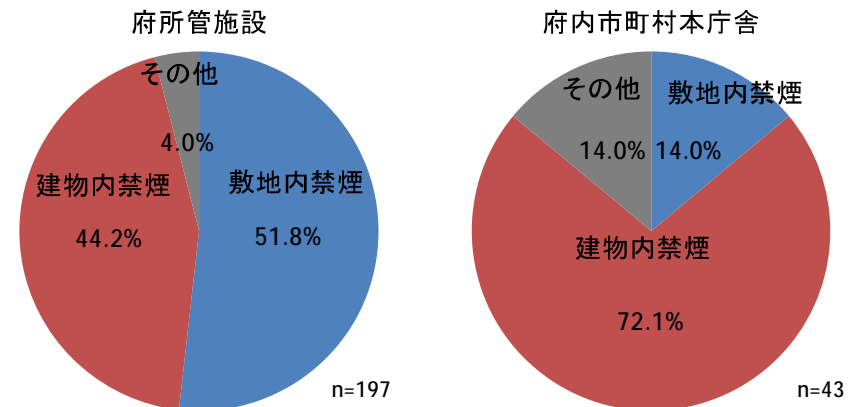


※「現在習慣的に喫煙している者」とは、たばこを「毎日吸っている」又は「時々吸う日がある」と回答した者。
 なお、平成24年までは、これまでたばこを習慣的に吸っていたことがある者のうち、「この1ヶ月間に毎日又はときどきたばこを吸っている」と回答した者。
 *平成19～22年は、合計100本以上又は6ヶ月以上たばこを吸っている(吸っていた)者。

2

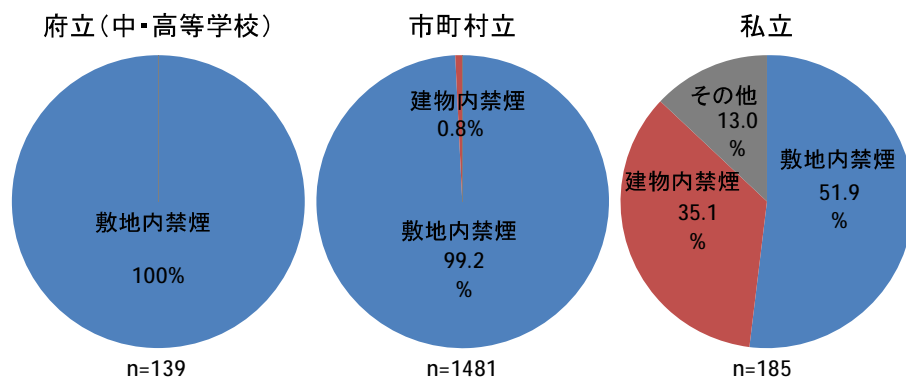
(4) 大阪府・市町村の禁煙化状況

- 大阪府庁舎は平成20年5月より敷地内終日禁煙
- 大阪府所管施設及び府内市町村本庁舎について平成29年1月調査実施



4

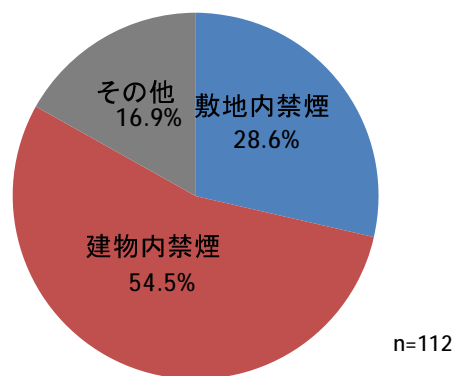
(5) 小・中・高等学校の禁煙化状況 (H29.1調査実施)



- 府立学校は特別支援学校46校も含め平成20年より敷地内全面禁煙を達成

5

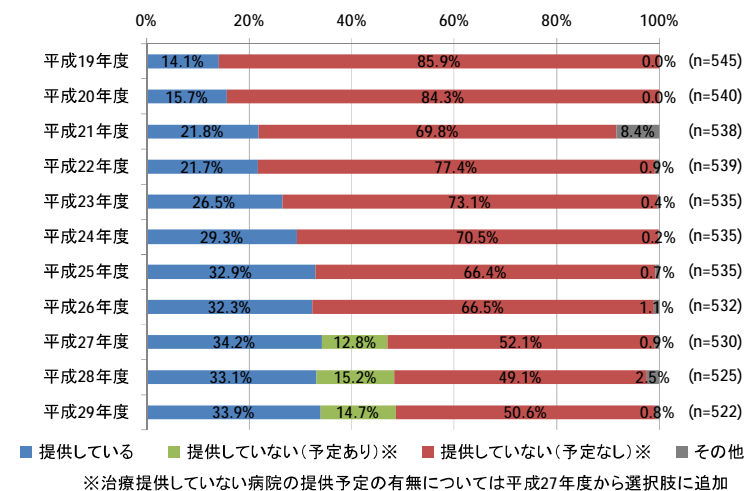
(6) 府内大学・短期大学における禁煙化状況 (H29.1調査実施)



6

(7) 禁煙サポートの状況

- 平成18年に禁煙治療が保険適用となって以降、保険適用による禁煙治療の提供を行っている病院は徐々に増加



7